

令和4年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年11月25日(金) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前10時05分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時50分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	欠席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			玉木 亨	出席	
			高橋 浩	出席	
			戸田 勝利	出席	
			岩波 圭介	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第25号	農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	報告第11号	報告事項について			
日程第5	その他				
議事(担当)		内容			
開会	議長	<p>農業委員9名中7名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和4年第11回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について 議席番号4番 内野 正子 委員 議席番号7番 川鍋 昭人 委員 を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p>			

	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>譲受人は、現住所で妻と2歳になる息子の3人で暮らしています。</p> <p>子供の成長に伴い荷物が増え、現在の家では手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>候補地につきましては、様々な場所を探しましたが、条件に見合う土地がなかなか見つかりませんでした。そこで、妻の両親に相談したところ、許可が得られるのであれば、本申請地の使用について、祖父が承諾してくれたとの提案がありました。</p> <p>本申請地であれば、妻の両親の家にも近いので、子育ての援助もしてもらいやすく、また、将来、祖父や両親の身の回りの手伝いが必要となった場合にも面倒を見に行きやすいなど、今後の生活に最適な土地であることから本申請に至ったものです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>なお、開会当初、農業委員9名中7名が出席ということでしたが、ただ今委員1名が出席されましたので、審議が始まる前に、農業委員9名中8名が出席と改めさせていただきます。</p>
	議長	<p>特に質問、意見等は無いようですので質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第25号</p> <p>農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は町屋地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、4,003㎡となります。</p> <p>借受人は、長ネギを専門に栽培しており、現在坂戸市で30,625㎡の農地を借りています。</p>

将来的には、経営面積を10ヘクタールまで拡張したいと考えているとのことです。

農作業は、主に取締役の3人で行っていますが、ほかに2人のパートが週2日、4人の障害者が週3日従事しています。

利用権の設定期間は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間となっています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。
作付けは、9割以上が長ネギで、その他はシイタケを栽培しているとのことです。主な販売先は、坂戸市内の全小中学校19校、近隣のスーパーマーケットとなっています。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。
貸付人は、日高市内の農地約5,000㎡を、別途借受人に貸しているとのことです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 障害者を雇用しているとのことですが、借受人は、障害者雇用の認定を受けている事業者ですか。

事務局 認定の有無につきましては、確認していません。

議長 農福連携ということもあるので、今後事務局においては、福祉関係について丁寧に調べたうえで上程するようお願いいたします。

事務局 障害者雇用の認定状況につきましては、内容を確認したうえで、後日報告します。

議長 ほかに質問、意見等がありますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。
本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書等をもとに説明します。
申請地は上新田地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、2筆合わせて1,191㎡となります。

借受人は、解散した（株）満州ファームの事業を引き継ぎ、キャベツ、サニーレタス、リーフレタスなどを栽培しており、主に（株）ぎょうざの満州に納品しています。利用権の設定期間は、令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間となっています。

なお、市内で利用権を設定している農地面積は、今回の申請分を含め、合計で10,859㎡となります。農作業は代表取締役とその配偶者の2人で行っています。

議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。 更新の都度生じる書類の作成が煩雑なため、更新期間を長めの10年にしたとのことです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	本案件は更新ですか。
事務局	手続き上の問題から期間が1か月間空きましたが、更新となります。
委員	資料にある写真は、いつ撮影されたものですか。
事務局	締切日である今月10日以降に撮影されたものです。
委員	写真から判断すると、申請地は作付けしているようには見えません。利用権の設定期間である今後10年間、こうした状況が続くことが懸念されます。
事務局	借受人に確認したところ、作付けをしていない期間があったので、写真のような状況になっているとのことでした。これからの10年間、きちんと作付けをしていくとのことでした。
議長	農産物の販売状況等によって、農地の必要性が分かると思います。（株）みゆきふあーむの経営状況、販売状況についての説明をお願いします。
事務局	はじめに、経営状況について説明します。主な栽培品目であるキャベツやサニーレタスの作付面積は、市外を含めると26,527㎡となっています。 就業日数は、代表取締役とその配偶者を合わせて年間530日となっています。また、所有する主な農業機械は、軽トラック、1.5トントラック、トラクター、動力噴霧器、管理機がそれぞれ1台となっています。

次に販売状況について説明します。(株)みゆきふあーむは、(株)満州ファームから事業を引き継ぎ、ぎょうぎの原料となるキャベツなどを(株)ぎょうぎの満州に納品しています。(株)ぎょうぎの満州のぎょうぎは、市のふるさと納税の返礼品にもなっており、その取扱い額も大きなものとなっています。

こうした状況に応じて、(株)みゆきふあーむも作付を行っていると思われませんが、一方で、写真のような状況もありますので、今後の営農につきましては、農業委員会と農政担当とで連携しながら、指導していきます。

委員 指導に際しては、耕作の計画を確認するようお願いします。今回の申請地が、連作障害などを考慮して休ませている農地ということであれば、写真のような状況でも問題はないと思われま

事務局 いただいたご意見も踏まえ、広い視野を持って対応していきます。

議長 ほかに質問、意見等がありますか。

委員 2人でこれだけの面積を耕作するのは、かなり大変ではないですか。労働力は足りているのですか。

事務局 労働力がもう少し欲しいところもあるようですが、現時点では、特段の支障は無いとのこと

委員 資料の地図には、申請地に沿って進入路のような道路がありますが、現況写真ではその道路が確認できません。現状はどうなっていますか。

事務局 写真では、申請地を赤枠で示していますが、今回、道路部分を赤枠の中に入れてしまいました。申し訳ありません。

委員 道路の現状は分かりますか。

事務局 申請地の北側は東武越生線の線路に接しており、道路も鉄道で分断されていますので、ほとんど使用されないことがない道路と推察されます。

議長 ポイントは、申請地が接道しているかどうかですが、たとえ接道がなくても、慣習で隣接地を通行して耕作ができているのであれば、問題はないと思います。

事務局 接道につきましては、申請地の東側にある宅地部分まで整備されている、公道を使用して車両が入れますので、耕作に支障は生じません。

議長 ほかに質問、意見等がありますか。

日程第 4

- 委員 畑を借りれば、管理者責任が生じます。今の状態が続くと、遊休農地にもなりかねません。借りる側は、責任をもって作付けしてもらいたいと思います。
- 委員 申請地と道路の境界が分からないと、道路の部分まで耕してしまう危険性はありませんか。
- 事務局 後ほど（株）みゆきふぁーむの代表に、申請地と道路の堺杭の確認と、申請地内での耕作について指導したいと思います。
- 委員 総会の資料については、耕作していることが分かるものを添付していただいたほうが、疑義が生じないと思われま
- 議長 総会資料は、審議の判断材料になるものですので、事務局においては、事前の指導・相談を的確に行っていただきたいと思
- 議長 ほかに質問、意見等がありますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。
本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
- (起立全員)
- 議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
- 議長 報告第 11 号 報告事項についてを議題といたします。
事務局より、説明（報告）をお願いします。
- 事務局 議案書をもとに、説明（報告）します。
農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況
- | | | |
|--------------------------|---|----|
| 令和 4 年第 10 回総会における審議案件 | 1 | 件 |
| 農地法第 4 条の転用届出専決処分 | | なし |
| 農地法第 5 条の転用届出専決処分 | 5 | 件 |
| 農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づく届出 | | なし |
| 農地改良等に係る届出 | | なし |
| 諸証明の発行 | 1 | 件 |
- 議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
- (質問・意見なし)
- 議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。
- (起立全員)

日程第5	議長	起立全員のため、「承認」することに決定しました。
	議長	その他について、説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和4年第11回農業委員会総会を閉会します。